

18 入学手続等

(1) 入学手続期間

試験日程	手 続 期 間
前期日程	平成30年3月15日(木) 17時まで(必着)
後期日程	平成30年3月27日(火) 17時まで(必着)

(注1) 原則郵送としますが、やむを得ない事情により郵送で入学手続ができない場合は、事前に連絡のうえ、来学しての入学手続が可能です。

(注2) 入学手続期間内に入学手続を完了しない者は、入学を辞退したものと取り扱います。

(2) 入学手続方法

合格者は、入学手続期間内に入学手続書類を提出し、所定の入学料を納入のうえ、入学手続を完了してください。(宮崎大学入学試験受験票と大学入試センター試験の受験票の両方を必ず提示してください。)

(3) 納 入 金

① 入学料 282,000円

(注1) 入学料に改定があった場合は、改定後の入学料を納入していただくことになります。

(注2) 納入された入学料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。

- ① 入学手続をしなかった場合
- ② 入学料を誤って二重に払い込んだ場合

② 授業料 前期分 267,900円 後期分 267,900円 年額 535,800円

(注1) 授業料は、新学期開始後に納入していただくことになります。

(注2) 授業料の納入は、原則として、預金口座からの「口座振替」とします。

前期の口座振替日は初年度は5月下旬頃、次年度以降は4月下旬頃の予定です。

後期の口座振替日は10月下旬頃の予定です。授業料に関する事項はホームページ

(<http://www.miyazaki-u.ac.jp/education/campus/jugyou/>)にてご確認ください。

(注3) 授業料に改定があった場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。

(注4) 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

(4) 入学手続時の必要書類

合格者に対し、合格通知書と併せて入学手続関係書類を送付します。

(5) 追加合格者の入学手続

追加合格者の入学手続は、原則として平成30年3月28日(水)から3月31日(土)の9時から17時までとします。

なお、3月末に合格通知を受けた者の入学手続期限については別途通知します。

〔留意点〕

- (1) 前期日程試験に合格し、入学手続を行った者は、後期日程試験を受験してもその合格者となりません。
- (2) 一つの国公立大学・学部に入学者を行った者は、これを取り消して他の国公立大学・学部に入学者を行うことはできません。
- (3) 入学手続において不正な行為があった場合、入学を取り消すことがあります。

(6) 入学料免除

次のいずれかに該当する特別な事情により、納入が著しく困難であると認められる者は、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料を免除されることがあります。

ただし、免除を希望しても「免除の対象者」に該当しない場合は申請できませんので、事前に担当に連絡してください。(担当：学生生活支援課 Tel0985-58-7976, 7140, 7882)

- ① 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ② 入学前1年以内において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ③ 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(7) 入学料徴収猶予

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の徴収を猶予することがあります。

- ① 経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- ② 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ③ 入学前1年以内において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(8) 授業料免除及び徴収猶予

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額免除又は一部免除することがあります。なお、授業料免除申請者は免除の可否が決定するまでの間、授業料の徴収が猶予されます。

また、申請時期は大学の指定する日で前期・後期の年2回です。

- ① 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合
- ② 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ③ 入学前1年以内において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

入学料免除・授業料免除等に関する問い合わせ先

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 Tel0985-58-7976, 7140, 7882 (土曜日・日曜日及び祝日を除く)

(9) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構をはじめ都道府県・市町村・各種団体等による奨学金があります。

これらはいずれも、人物、学業成績が優秀であり、経済的理由により学資支弁が困難な者を対象に本人の申請に基づき選考のうえ貸与又は給付されます。

また、修学意欲の向上及び学修研究活動の活発化を促し、優秀な人材の輩出をはかることを目的とし、学業成績の優秀な学生のますますの活躍を応援するため、本学独自の「夢と希望の道標」奨学金給付制度があります。

奨学金に関する問い合わせ先

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 Tel0985-58-7140, 7976, 7882 (土曜日・日曜日及び祝日を除く)

(10) 教育用ノート型パソコンの必携について

国際社会におけるネットワーク化が進む中、「高度情報化時代に対応できる情報処理能力と倫理観を持った人材の育成」が必要となっています。

宮崎大学では、1年次の基礎教育開始時からコンピュータを使った文書作成、データを図表化する方法等の習得、ネットワークを利用して情報を受信・発信する能力の習得等、情報関連の教育を実施しています。また、専門教育に関しても、講義・実験のレポート作成や予習、復習のため、インターネットからの情報収集等が必要不可欠であります。

以上のことから、宮崎大学の教育方針をご理解いただくとともに、**学生の皆さんには入学時に各個人でノート型パソコンをご準備していただくようお願いいたします。**

追って、宮崎大学で最低限必要とするパソコンの性能等については、入学手続き時に再度ご案内いたします。

なお、医学部については、定められたパソコン端末により全国共通試験・演習等の実施の必要性から、所定のパソコンを設置していますので、個人所有のパソコンを携行する必要はありません。

(11) 在学中の保険制度について

本学では、学生が安心して修学及び研究活動ができるように、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」、「医学賠」）を取り扱っています。

「学研災」は、修学及び研究活動中又は通学中に起こった不慮の事故により、加入者が身体に傷害を被った場合に災害補償する制度であり、全員加入としています。また、「学研賠」、「医学賠」は、加入者が修学及び研究活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

さらに保障範囲を拡大した保険として「学研災付帯学生生活総合保険」があり、加入は任意です。これらの保険制度についての詳細と加入手続については、入学手続書類と併せて送付します。

在学中の保険制度に関する問い合わせ先

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 TEL0985-58-7135（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

(12) 学生寮（寄宿舎）への入居

学生寄宿舎に入居を希望する者（外国人留学生は除く）は、下記①のとおり掲載済みの「学生寄宿舎入居申請要項」をダウンロードし、同要項にある「入居許可申請書」等を同要項記載の期限までに提出してください。なお、ダウンロードできない方は、下記②のとおり「学生寄宿舎入居申請要項」を請求し、同要項に綴り込みの「入居許可申請書」等を同要項記載の期限までに提出してください。提出期限後の申請書は受理できませんので、入居を希望する者は必ず提出期限までに提出してください。

① ダウンロードによる「学生寄宿舎入居申請要項」の請求について

学生支援部ホームページ（<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/>）にある重要なお知らせの学生生活情報の欄をご覧ください。

② 郵送による「学生寄宿舎入居申請要項」の請求について

ア) 請求方法：返信用封筒（角形2号、本人の住所・氏名・郵便番号を明記の上、140円分の切手を貼付したものを同封し、「学生寄宿舎入居申請要項（一般入試）請求」と朱書のうえ請求してください。

イ) 請求先：〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 TEL0985-58-7142

ウ) 請求期限：（前期のみ及び前期・後期併願…平成30年2月2日（金）
後期のみ…平成30年2月16日（金）

※申請書類の提出期限は「入居申請要項」にて通知します。提出期限後の申請書は受理できませんので、入居を希望する者は、必ず「入居申請要項」を請求してください。

③ 学生寮（寄宿舎）の概要

寄宿舎名	男子寄宿舎	女子寄宿舎	国際交流宿舎
収容定員	100人	100人	165人
募集人員	19人	19人	36人
入居資格	学部男子学生	学部女子学生	学部学生（男・女）
入居許可期間	1年間（平成30年4月～平成31年3月）※4年間を保証するものではありません。		
寄宿料	月額7,000円		月額4,700円
構造	鉄筋コンクリート5階建		鉄骨鉄筋コンクリート8階建
居室定員	1人（個室）		
居室面積	9㎡	9㎡	11㎡
共用施設	補食室（自炊可能）、浴室、洗濯室、トイレ（国際交流宿舎は居室に設置）		
諸経費	光熱水費等 月額 8,000円程度		
所在地	〒889-2155 宮崎市学園木花台西1丁目1番地		

注1) 国際交流宿舎の日本人学生の募集人員については、外国人留学生の受入状況により、変動が生じる場合があります。

注2) 在学中に寄宿料の改定が行われた場合は、改定時から新寄宿料が適用されます。

19 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人宮崎大学個人情報保護規則」に基づいて取り扱います。
- (2) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格者発表、③入学手続業務を行うために利用します。
- (3) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (4) 上記（2）及び（3）の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より該当業務の委託を受けた業者において行うことがあります。
- (5) 国公立大学の分離分割方式による合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、氏名、大学入試センター試験の受験番号、合否及び入学手続等に関する個人情報に限って、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に通知されます。
- (6) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、入学料免除、授業料免除、奨学金申請等）、③授業料等徴収に関する業務を行うために利用します。